

参考事例

1. 法定追認の特則

事例1－1 消費者契約法検討会報告書 裁判例【130】

裁判例	平成 16 年 7 月 30 日 大阪高裁 平 15 (ネ) 3519 号
出典	ウエストロー・ジャパン
要旨	◆被控訴人（一審本訴請求原告）が、控訴人（一審本訴請求被告）Y 1 との間で締結した本件易学受講契約等の無効を主張して、控訴人 Y 1 及び同 Y 2 に対し、不当利得返還請求権に基づき既払金の返還等を求めたのに対して、反訴として、控訴人 Y 1 が、被控訴人に対し、本件易学受講契約に基づく受講料等の支払を求めたところ、原審は、本訴請求を認容し、反訴請求は一部認容としたことから、これを不服とした控訴人らが、各控訴した事案において、本件における事実関係の下では、本件易学受講契約については消費者契約法 4 条 3 項 2 号による取消し、本件付随契約については同法 4 条 1 項 2 号による取消しはできないが、上記各契約は、著しく不公正な勧誘行為によって、不当に暴利を得る目的をもって行われたものというべきであって、暴利行為として公序良俗に反し無効であるなどとして、各控訴を棄却した事例

判示内容
(イ) 法 1 1 条の規定によれば、消費者契約法の適用を受ける契約についても、民法 1 2 5 条（法定追認）の規定が適用されることとなっている。被控訴人は、前記認定のとおり、控訴人の経営する●●●易学院の部屋から退去することが困難な状態に陥らされて、本件易学受講契約を締結したものであるが、いったん同所を退去した翌々日の平成 1 3 年 6 月 4 日以降に本件易学受講契約の<u>授業料等の一部を支払ったのみならず、易学の受講をもしている</u>のであるから、これによれば、取消権である被控訴人において、債務者として自らの債務の一部を履行し、また、履行を受けたものというほかなく、したがって、上記被控訴人の行為は、民法 1 2 5 条 1 号所定の「一部の履行」に該当するものであって、取消し得べき行為を追認したものとみなされる。もとより、法定追認の要件に該当する行為は、「追認を為すことを得る時より後」にしたものであることを要するが、<u>法 4 条 3 項 2 号により取消権が生ずる場合は、当該消費者が退去する旨の意思表示をした場所から、当該消費者が退去した時をもって、追認をすることができる時と解するのが相当であり、前記認定の事実関係の下では、被控訴人は追認をすることができるようになった後に法定追認に該当する行為をしたものというほかないから、本件易学受講契約は、法 4 条 3 項 2 号該当を理由に取り消すことはできないものといわなければならない</u>。したがって、被控訴人が平成 1 3 年 7 月 2 8 日にした本件易学受講契約取消しの意思表示は、その効力を有しないものといわざるを得ない。

事例1-2 国民生活センター「消費者相談の視点からみた消費者契約法のあり方」80 頁

〔事例28〕

SF 商法のテント会場で、布団（30 万円）を購入した。入り口がふさがれたうえ、販売員が両側に付き添ったので逃げられなかった。5 ヶ月後、事業者から求められて支払いをしてしまった。
（70 代 女性）

2. 不当条項の類型の追加

①法律に基づく消費者の解除権・解約権をあらかじめ放棄させ又は制限する条項

事例2-1-1 消費者契約法検討会報告書 相談事例【179】

〔差止請求事例〕

携帯電話端末販売契約「ご契約後のキャンセル・返品、返金、交換は一切できません。」

事例2-1-2 消費者契約法検討会報告書 裁判例【139】

裁判例 平成 15 年 11 月 10 日 東京地裁 平 15（ワ）10908 号
出典 判タ 1164 号 153 頁
要旨 ◆大学受験予備校の講習受講契約及び模擬試験受験契約（模擬試験については仮に特約が存在した場合のもの）に基づく解除制限特約は、消費者契約法 10 条により無効であるとして既払いの受講代金及び受験料の返還請求を認容した事例

判示内容	
※「本件解除制限特約」…冬期講習受講契約を締結する際における受講契約の取消しや受講コースの変更等を一切認めない旨の特約	
本件冬期講習受講契約について成立した本件解除制限特約及び仮に年間模試受験契約についても成立したと仮定した場合の同特約が消費者契約法 10 条により無効となるか否かについて検討する。	
ア 本件冬期講習受講契約及び年間模試受験契約は、それぞれ準委任契約であり、民法上は当事者がいつでも契約を解除できるとされているが（民法 651 条、656 条）、 <u>本件解除制限特約は解除を全く許さないとしているから、同特約は民法の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比し、「消費者の権利を制限」するものである</u> ということができる。	
・・・（中略）・・・	
エ したがって、たとえ●●●が小規模、少人数の教育をめざす大学医学部専門の進学塾であって、 <u>申込者からの中途解除により講師の手配や講義の準備作業等に関して影響を受けることがあるとしても、当該冬期講習や年間模試が複数の申込者を対象としており、その準備作業等が申込者 1 人の解除により全く無に帰するものであるとは考えられない以上、申込者からの解除時期を問わず</u>	

判示内容
に、申込者からの解除を一切許さないとして実質的に受講料又は受験料の全額を違約金として没収するに等しいような解除制限約定は、信義誠実の原則に反し、「民法第一条第二項に規定する基本原則に反して、消費者の利益を一方的に害する」ものというべきである。

事例2-1-3 『事例にみる消費者契約法における不当条項』 事例【44】

裁判例	平成 17 年 9 月 30 日 大阪地裁 平 17 (レ) 72 号
出典	消費者法ニュース 66 号 209 頁
要旨	◆子ども英会話講師養成講座の受講契約は、準委任契約にあたるとして、被控訴人である消費者からの本件受講契約の解約を認め、入学金を除く受講料全額の返還を業者に命じた事例である。準委任契約の解除について、契約書に記載されている契約の解除条項及び契約解除に伴う代金の不返還条項で制限を設けることは、消費者の利益を一方的に害する条項にあたり、消費者契約法 10 条に基づき無効であるとした。

事例2-1-4 適格消費者団体による差止請求の成果事例一覧 事例【2-10】

[差止請求事例]

資格試験予備校の講座受講申込規程

本人死亡若しくは重大な疾病又はクーリングオフによる場合を除き、受講契約締結後の解約・返金を認めないとする旨の条項。

事例2-1-5 消費者契約法検討会報告書 相談事例【174】

[相談事例]

葬儀サービスの解約制限条項。30 万円払って入会すると、葬儀費用が 105 万円から 40 万円に減額され、会員特典で提携商品の割引が受けられるということだった。遠方に引っ越すことになったので、解約を申し出たが、県外への移転ではないので解約できないという条項がある。また、解約の場合、返金は 50%とされている。

事例2-1-6 国際電話の利用契約約款

(利用者による利用契約解除)

利用者は、30 日前までの書面による通知により、●●コールの利用契約を解除することができます。利用者は、契約解除までに発生した全ての使用料金等を契約解除期日までに精算するものとします。

②事業者法律に基づかない解除権・解約権を付与し又は事業者の法律に基づく解除権・解約権の要件を緩和する条項

事例2-2-1 消費者契約法検討会報告書 相談事例【184】

[相談事例]

古物買取店の契約条項（買取申込書）「上記物品は不正品（コピー品、改造品）ではありません。御社において上記商品について不正品の疑いを抱いた場合には…売買契約を解除することを承諾します。」

事例2-2-2 裁判例

裁判例	平成 25 年 10 月 17 日 大阪高裁 平 24（ネ）3565 号・平 25（ネ）590 号
出典	消費者法ニュース 98 号 283 頁・ウエストロー・ジャパン
要旨	◆適格消費者団体である控訴人が、被控訴人の使用する賃貸借契約書の各条項は消費者契約法 9 条、10 条に当たるとして、同契約書による意思表示の差止め、契約書用紙の廃棄等を求めたところ、原審が解除条項の一部のみ意思表示の差止め及び契約書廃棄を認めたため、控訴人が控訴し、被控訴人が附帯控訴した事案において、本件各条項のうち追い出し条項については被控訴人が当該意思表示を行う蓋然性がないから差止めの要件を欠き、損害金条項、催告手数料条項及びクリーンアップ代条項については消費者契約法 9 条及び 10 条に当たらないとする一方、本件解除条項は同法 10 条に当たるとして、原判決を変更し同条項に係る意思表示の差止め及び契約書廃棄を認め、附帯控訴は棄却した事例

判示内容
3 当審における当事者の補充主張に対する判断 ・・・（中略）・・・ (2) 被控訴人の補充主張について 被控訴人は、成年被後見人、被保佐人が事理弁識能力を欠くか、又は著しく不十分な状態にあるため、① 不動産を賃借するに当たり、成年被後見人による代理又は保佐人の同意を要し、これらを欠く賃貸借契約は取り消し得るものであるから、賃貸借契約の存続自体に疑義を生じさせるものであり、② 近隣住民などともめる可能性が高まり、賃貸人等としても必要以上の対応を強いられることになるから、信頼関係破壊の基礎事情として、成年被後見人、被保佐人の宣告や申立てを受けたことを解除事由としても、法 10 条に該当しない旨主張する。しかしながら、成年被後見人、被保佐人が事理弁識能力を欠くか、又は著しく不十分な状態にあるからといって、直ちに同人らが近隣住民などともめることになるという蓋然性が認められるものではないし、仮にそのような状況になったとしても、後見開始や保佐開始の審判がされれば、成年被後見人や保佐人が付され、同人らによって財産管理がされ、近隣紛争の解決が期待できるから、成年被後見人、被保佐人の宣告や申立てを受けたことは、賃貸借契約の信頼関係破壊の徴表に当たるとはいえない。また、本件解除条項は、賃貸借契約締結後に各解除事由が発生した場合の条項と解するのが相当であるから、上記①の

判示内容
点は本件解除条項とは関連がない。したがって、被控訴人の補充主張は失当であって、賃貸借契約の信頼関係破壊の徴表に当たるといえない賃借人側の後見開始又は保佐開始の審判や申立てがあったことを解除事由とする本件解除条項の部分（※）は、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものに該当するというべきである。

※ 原審・大阪地判平成24年11月12日

（別紙）契約条項目録

以下、「甲」は賃貸人である被告、「乙」は賃借人、「丙」は家賃保証会社以外の個人の連帯保証人とする。

第18条（契約の解除）

2 乙に、次の各号のいずれかの事由が該当するときは、甲は、直ちに本契約を解除できる。

（6）解散、破産、民事再生、会社整理、会社更生、競売、仮差押、仮処分、強制執行、成年被後見人、被保佐人の宣告や申し立てを受けたとき。

事例2-2-3 消費者契約法検討会報告書 相談事例【188】

〔相談事例〕

賃貸住宅の保証会社の契約の中に契約1カ月以内に電話を持たない場合には契約解除するという条項がある。電話を持つことが連絡手段と考えているようだが、手紙や来訪の方が間違いない連絡手段ではないか。電話はでなければ連絡が取れないわけではない。

事例2-2-4 消費者契約法検討会報告書 相談事例【191】

〔相談事例〕

知人が予約金をいれ予約したDVD。引き取りにいかなかったためキャンセル扱いとなり返金されない。予約金を入れた際に書面をわたされており、そこに入庫後1週間しても引取りがなかったらキャンセル扱いにするという。不当条項ではないか。キャンセル扱い後、店に出し販売してしまうと言う。販売した後でも返金はないという。売れ残っていたら商品の引渡しはするというらしい。

事例2-2-5 信用組合 預金規定

（解約等）

（1）～（2） （略）

（3） 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

- A. 暴力団
- B. 暴力団員
- C. 暴力団準構成員
- D. 暴力団関係企業
- E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- F. その他前各号に準ずる者

③預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為
- E. その他前各号に準ずる行為

(4)～(5) (略)

事例2-2-6 適格消費者団体による差止請求の成果事例一覧 事例【23-6】

[差止請求事例]

建物質貸借契約

家賃を7日以上滞納した場合に無催告で契約解除し、水道光熱の救急停止や入室禁止措置をとることができるとする旨の条項。

③消費者の一定の作為又は不作為をもって消費者の意思表示があったものと擬制する条項

事例2-3-1 ウォーターサーバーのレンタル・水の宅配契約に関する無料お試しキャンペーン規約

(有料サービスへの自動移行)

無料お試し期間中に所定のキャンペーン終了手続きが行われず、貸出を受けた全てのレンタル商品がアクアセレクト指定の配送センターに返却されなかった場合は、本サービスを継続して利用する意思があるものとみなし、有料サービスへ自動移行するとともに月額料金の課金が発生します。

事例2-3-2 ソフトウェア使用条件

重要：開封前に必ずお読みください

1. フロッピーディスクまたはCD-ROM(以下、メディアと呼びます)の包装を開封する前に、必ず下記の使用条件(以下、本使用条件と呼びます)をお読みください。
- 2～4 (略)
5. 理由のいかんを問わずメディアの包装を開封されたお客様は、下記の使用条件をご承諾されたものとみなします。

④契約に基づく当事者の権利・義務の発生要件該当性又はその内容についての決定権限や契約内容の解釈権限を、事業者のみに付与する条項

事例2-4-1 フィットネスクラブの会則

本クラブの施設利用に際して本人または第三者に生じた人的・物的事故については、会社は一切損害賠償の責を負いません。但し、会社の調査により会社に過失があると認めた場合には、会社は一定の補償をするものとします。

事例2-4-2 『消費者契約における不当条項の横断的分析』消費者契約における不当条項研究会

映像配信サービスの利用規約

当社において、会員および第三者の責に帰すべき事由により専用機器が正常に作動しないと判断した場合は、当社においてかかった全ての費用につき会員が負担するものとします。

事例2-4-3 ポイント・サービスの会員規約

(その他)

本規約の解釈等に疑義が生じた場合、当社は、信義誠実の原則に基づいて決するよう努め、会員はその決定に従うものとします。

事例2-4-4 霊園使用規程

(規程に定めのない事項)

前各条に定めのない事項については、法令に定めるところによるほか、その都度理事長が定めます。